

全国装蹄競技大会競技規程

- 第1条 競技の種目は、造鉄競技、装蹄競技および装蹄判断競技の3種目とする。
- 第2条 造鉄競技は、単独造鉄競技種目（新標準蹄鉄07タイプ）を行う。
- 第3条 装蹄競技種目は、単独造鉄競技種目の成績上位者の中から20名を限度として選ばれた選手により、蹄鉄を単独造鉄で作製し、実馬の装蹄を行う。
- 第4条 装蹄判断競技種目は、実馬の装蹄方針を筆記回答する。
- 第5条 選手番号は、抽選により決定する。
- 第6条 造鉄競技種目の細部については、次のとおり定める。
- 単独造鉄競技種目
- (1) 日本装蹄師会会長（以下「本会会長」という。）が提示する前後肢用新標準蹄鉄07タイプ各1個を作製する。ただし、作製する蹄鉄の左右肢の区分は、競技会前日の打合わせ会にて審査委員長が告示する。
 - (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから全国装蹄競技大会会長（以下「大会会長」という。）が指定するものを使用するものとし、それらのものの選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
 - (3) 造鉄材料は、前肢用として長さ300mm、後肢用として長さ290mmの3分6（9mm×20mm）鉄桿各1本とし、競技直前に競技委員より交付する。材料の再交付は認めない。
 - (4) 釘眼および釘孔は、マスタッドM X 50蹄釘に合わせて作製する。
 - (5) 造鉄器具は、選手の自前とする。ただし、火炉付属具、万力および大鋸は、大会会長が貸与するものを使用することが出来るが、大会会長が指定する施設以外のすべての火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具、ならびに打ち出し用造形型やヤスリ類、ボブパンチは、その使用を禁止する。
 - (6) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。開始の合図がある前ならびに終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。
- 第7条 装蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。
- (1) 競技は、実馬1頭の前肢および後肢各1蹄を装蹄する。装蹄用馬ならびに装蹄する肢の割当は、選手番号により決定する。
 - (2) 火炉および鉄床は、全国装蹄競技大会会場に備え付けの施設のうちから大会会長が指定するものを使用するものとし、それらのものの選手への割り当ては、それぞれ選手番号により決定する。
 - (3) 競技は、乗馬装蹄により行う。
 - (4) 装蹄作業に先立ち、単独造鉄により、配当された装蹄用馬に合わせて無修整の新標準蹄鉄05タイプを作製する。
 - (5) 釘眼および釘孔は、国産4号蹄釘に合わせて作製する。
 - (6) 造鉄材料は、長さ300mm、もしくは選手の申告に基づく長さの3分7（9mm×22mm）鉄桿2本とし、競技直前に競技委員より交付する。規定時間内であれば、選手の申告

に基づき、大会審査規程に定める減点処置を前提に、材料の再交付を受けることができる。

- (7) 蹄釘は、競技直前に競技委員より交付する国産4号蹄釘12本を用いる。ただし、選手の申告に基づき、大会審査規程に定める減点処置を前提に、蹄釘の再交付を受けることができる。
- (8) 造鉄器具および装蹄器具は、選手の自前とする。ただし、火炉付属具、万力および大槌は、大会会長が貸与するものを使用することができるが、大会会長が指定する施設以外のすべて火炉および鉄床、電動式または油圧式の器具、ならびに打ち出し用造形型は、その使用を禁止する。
- (9) 造鉄の規定時間は20分とし、作業の開始と規定時間の終了は担当の競技委員が合図する。開始の合図がある前は、一切の競技行為を行ってはならない。終了の合図があった後は、大会審査規程に定める減点処置を前提に、造鉄作業を続行できる。
- (10) 装蹄の規定時間は45分とし、作業の開始と規定時間の終了は、担当の競技委員が合図する。原則として選手番号により5名を1組とし、第1組から競技を開始する。第2組以降は、各々その前の組の競技開始時刻よりおおむね30分遅れて、担当の競技委員の合図により作業を開始する。規定時間内に作業が終了しないときは、大会審査規程に定める減点処置を前提に競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。
- (11) 装蹄作業は、競技委員長の指名した競技委員助手がそれぞれ助手を務める。助手は、釘付け時における対側肢の保定その他競技委員長が指定する作業を除き助力することはできない。

第8条 装蹄判断競技種目の細部については、次のとおり定める。

- (1) 判断用馬1頭について、当該馬の肢蹄の形態的特性、歩様および装蹄方針を大会会長が交付する所定の用紙に筆記して行う。
- (2) 規定時間は25分とし、競技の開始と終了は担当の競技委員が合図する。ただし、開始の合図がある前および終了の合図があった後は、一切の競技行為を行ってはならない。

第9条 本会会長は、大会前日に選手、競技委員および審査委員合同打合せ会を開催し、当該打合せ会において選手の抽選のほか、前三条の規定および競技の細部に関し必要な事項を指示する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 抄
(中略)

附 則

この改正は、平成23年6月1日から施行する。